

動物愛護法



©中澤祥子 NPO Neko-Dasuke

いき
遺棄犯罪(捨てねこ違反)は、

罰金**50**万円。**110**番!!

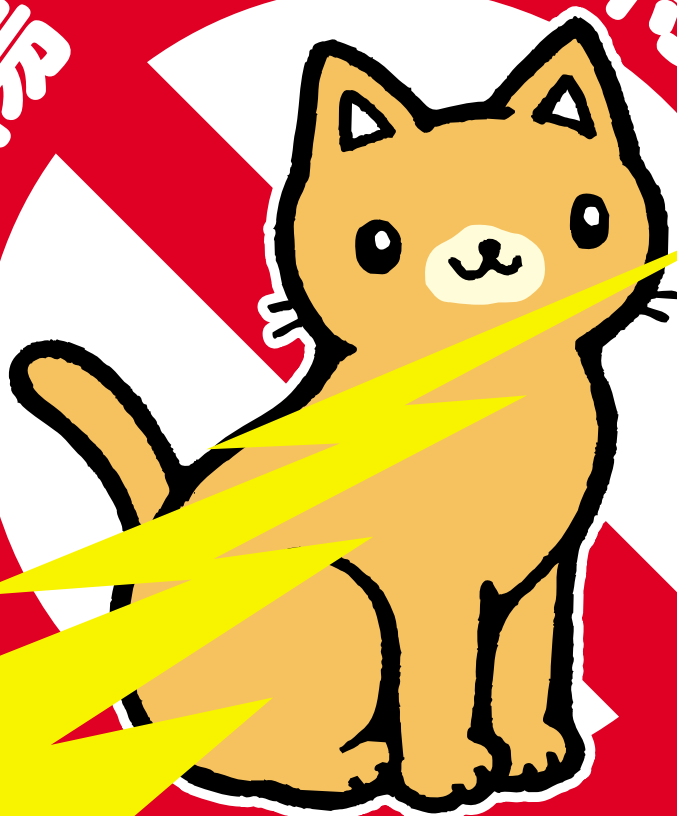
地域の愛護動物所管行政は、
ねこの一生運に渡る適正な終生飼養をすすめています。

犯罪
通報

犯罪の所管は警察署

動物愛護法

殺傷・衰弱虐待禁止



©中塚祥子 NPO Neko-Dasuke

殺傷犯罪 懲役**1**年、罰金**100**万円。

愛護動物への犯罪。※飼い主や持ち主などの、いるいないに関係なく。

衰弱虐待犯罪 罰金**50**万円。

飼い主など愛護動物を扱う者の犯罪。

110番!!

犯罪
通報

犯罪の所管は警察署

小動物への犯罪は、重大犯罪のきざしです。

ねこを捨てるると犯罪です。

動物愛護管理法 遺棄罰金50万円。



©中塚祥子 NPO Neko-Dasuke

この近所で目撃された捨てねこ違反事件の
犯人情報を警察が求めています。

下記までご連絡ください。

連絡先

犯罪通報 **110** 番!!

地域ねこ対策中

置きえさ禁止
食べ終ったら片付けて
ください。



©中塚祥子 NPO Neko-Dasuke

置きえさは不衛生で、
カラスねずみ等の
えさになることから

禁止します。



愛護動物保護管理課

